

平成17年度予算編成方針

1. 国の動向

国の「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を踏まえ、平成16年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出の水準については、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することとしている。このため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、これにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしている。

2. 地方財政の状況

地方財政は、地方税、地方交付税の減少等により引き続き大幅な財源不足が生じるとともに、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により、借入金残高が急増しており、その元利償還が財政を圧迫する要因となり、将来の大きな負担となるなど極めて厳しい状況にある。

このような状況にありながら、地方には、個性と工夫に満ちた魅力あるまちづくり、少子・高齢化社会に向けた地域福祉政策、資源循環型社会構築等の環境施策等、生活関連社会資本の整備等の重要政策課題を推進していく上で、ますます大きな役割を果たしていくことが強く期待されている。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、概ね3兆円規模の税源移譲を目指すことが明記されたなか、本年8月に地方六団体は、税源移譲の前提となる「国庫補助負担金等に関する具体案」を取りまとめ政府に提出したところである。

そして、この改革案に沿って真の三位一体改革を実現することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、徹底した歳出の抑制・合理化に努めることが求められている。

したがって今後においても、引き続き事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進など行財政全般にわたる改革を積極的かつ計画的に進めることが肝要である。

3. 本市の財政状況

本市は、政令指定都市に移行してから3年目を迎え、名実ともに大都市として、着実な発展を目指し、大都市機能の充実強化を図る必要がある。

こうした中で、平成17年4月の岩槻市との合併も踏まえつつ、引き続き、大都市制度における財政特例や合併支援措置を最大限に活用して、財源確保に努めるところであるが、景気低迷等の影響により市税収入の大きな伸びは見込めない極めて厳しい状況である。

一方、歳出においては、少子・高齢化社会に対応すべく各種社会福祉の推進、地域情報化の推進、環境対策の推進など、多様な行政需要がますます拡大しており、加えて公債費等の義務的経費や、施設管理費等の経常経費等の増加も見込まれるなど、大変厳しい財政状況である。

4. 予算編成の基本方針

平成17年度予算は、政令指定都市に移行してから3年目を迎え、行政改革大綱の趣旨のもと、前述の財政状況を踏まえ、既存の事務事業の徹底した見直しを行い、経常経費の縮減を図り、重要施策への予算の重点的な配分を行うことにより、「理想都市」の実現に向けた予算編成を行う必要がある。

そこで、平成17年度予算の予算編成においては、別表に示すとおり、引き続き各局の中で予算配分の重点化及び厳しい事業選択を行い、市民ニーズに的確に応えるべく、要求基準に従い予算編成にあたるものとする。

別表 「要求基準」

要 求 区 分	内 容	要求基準
1 政策的経費	① 総合振興計画の推進に特に資する事業等	所要額
	(既存公共施設活用のための修繕)	所要額
	② 重点配分事業等	前年度一般財源の3%の額に特定財源を加えた額の範囲内
2 義務的経費	ア 人件費 イ 公債費 ウ 扶助費 エ 法定等による義務的な繰出金 オ 継続費 カ 債務負担行為 キ カに準ずるもの ク 選挙、国勢調査等必須事務事業	所要額
3 その他経費	上記以外の経費	前年度一般財源の95%の額に特定財源を加えた額の範囲内
4 岩槻市に係る経費	① (仮称) 岩槻区に係るまちづくり事業 ② 指定する事業等 ③ 移譲事務経費 ④ 事務事業一元化経費 ⑤ 義務的経費 ⑥ 上記以外の経費	所要額 前年度一般財源の95%の額に特定財源を加えた額の範囲内